

尾花沢市持続可能な観光計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

尾花沢市持続可能な観光計画策定支援業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3. 業務の目的

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことなどによって、観光需要が高まっている中、銀山温泉にはインバウンド観光客を中心に多くの方が訪れている。特に行楽シーズンやガス灯がともる夕方には受入能力を超える日帰り観光客が訪れるため、オーバーツーリズムと言われる状態がたびたび発生している。こうした状況を踏まえれば、銀山温泉におけるオーバーツーリズムという個別事象への具体的対応策の検討を通じて、第7次尾花沢市総合振興計画に掲げている目標の達成につながるような、銀山地区を基点とした持続可能な観光地づくりの指針となる計画を策定する必要がある。(計画の対象範囲は銀山地区から市街地エリアを想定)

この業務は、本計画を策定するにあたり、銀山地区を中心に本市が抱える課題の抽出や各種データ分析、実現可能な対策案の検討、協議の場の運営などに関して伴走支援するものである。

4. 業務の内容

(1) 基礎データの収集・分析

観光客の動向や交通手段、混雑期とその時間帯、滞在時間など、現状に関する基礎的なデータを収集し、計画策定の基礎とすること。

(2) 課題の抽出

本市の各種行政計画や各種データの分析、関係者等への聞き取りを通じて、銀山地区を中心に本市が抱える課題を抽出する。

(3) 実現可能な対策案の検討・提案

(2)で抽出した課題を解決するための手法を複数案検討し、実現可能な対策案を提案すること。その際、他地域の成功事例を踏まえること。

(4) 協議の場の企画、運営支援

協議の場(地域住民や観光関係者等が参加するワークショップや協議会等)の企画、資料作成等を支援すること。また、協議の場に参加し、ファシリテーター等の役割を担うこと。なお、協議の場は5回以上設ける予定である。

(5) 計画策定の支援

銀山温泉におけるオーバーツーリズム対策を中心としつつ、第7次尾花沢市総合振興計画で示している課題の解決に資する、将来展開を見据えた3カ年程度の計画（素案）を提案すること。なお、本計画には具体的な施策案に加えて、本計画の進捗管理に必要な目標値を設定すること。（可能な限り定量的な目標とする。）

その際、本市が策定している各種行政計画を分析し、整合性を図ること。

(6) その他

前述の(1)から(5)の業務に加え、公募型プロポーザル方式による審査会において、受託者が提案した全ての内容を本業務に反映すること。

5. 成果品

(1) 業務完了報告書（製本2部）

活用する補助事業の都合上、契約締結の日から令和7年2月末までの期間とそれ以降の期間に分けて報告書の提出を求める場合があるので、注意すること。

(2) 持続可能な観光計画書（製本2部）

(3) 上記の電子データ（編集可能なものに限る。）

(4) その他、発注者が指示するもの

6. 業務遂行上の注意・留意事項

(1) 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、市の承認を受けること。また、実施項目の具体的進め方については、実施前に双方協議すること。

(2) やむを得ない事情により計画変更が発生又は発生が予測される場合は、速やかに市と協議すること。また、必要に応じて、計画変更申請書を提出すること。

(3) 業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。

(4) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ市の承諾を得なければならないこと。

7. その他

(1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。

(2) 本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこと。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とす

ること。

- (4) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む）所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (7) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (8) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (9) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (10) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、市と受託者が協議の上、定めること。